

「さがみはら都市農業振興ビジョン(案)」に関する パブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

本市では、平成28年3月に「さがみはら都市農業振興ビジョン2025」を策定し、市域における都市部と中山間地域、それぞれの特性を生かした施策展開を図るため、持続可能な都市農業の創造と魅力ある新たな農業の振興に向けた方向性を定め、施策を推進してきましたが、計画期間が満了することに伴い、引き続き、持続可能な農業振興の実現を図るため、現計画の方向性等を継承しつつ、必要な見直しを加えた「さがみはら都市農業振興ビジョン(案)」の策定に当たり、市民の皆様からのご意見を募集いたしました。

その結果、2人から11件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見についての意見募集の概要、ご意見の内容及びご意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

- ・ 募集期間 令和7年12月15日(月)～令和8年1月21日(水)
- ・ 募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール
- ・ 周知方法 市ホームページ、広報さがみはら、窓口等への配架

※ 資料の配架場所

市ホームページ、農政課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター(城山・橋本・中央6地区・大野南まちづくりセンターを除く)、各出張所、各公民館(沢井公民館を除く)、各図書館、市立公文書館

3 結果

(1) 意見の提出方法

意見数		2人(11件)
内 訳	直接持参	1人(4件)
	郵送	0人(0件)
	ファクス	1人(7件)
	電子メール	0人(0件)

(2) 意見に対する本市の考え方の区分

- ア：計画案等に意見を反映するもの
- イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの
- ウ：今後の参考とするもの
- エ：その他(今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など)

(3) 件数と本市の考え方の区分

項目		件数	市の考え方の区分			
			ア	イ	ウ	エ
①	基本施策2「農地の保全・有効活用」に関する事	1	0	1	0	0
②	基本施策4「地産地消の推進」に関する事	3	0	1	2	0
③	基本施策5「農とのふれあいの推進と農業の多面的機能の活用」に関する事	5	0	0	5	0
④	その他	2	0	0	0	2
合計		11	0	2	7	2

(4) 意見の内容及びご意見に対する本市の考え方

別紙のとおり

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
① 基本施策2「農地の保全・有効活用」に関すること			
1	旧相模原市域については、田名西部や大沢南部等の大規模農地について、農協により、現在行われている農地の貸借について流動性を高め、法人の参入等を図るなど積極的な農政制度を構築し、強い農業と緑を都市の中に残す取り組みを行うこと。	本市では、令和7年3月に策定した「相模原市地域計画」の実行により、経営規模の拡大に意欲的な地域の中心的経営体への農地の利用集積・集約化を図っています。 引き続き、協議の場などで農業者や農業関係機関を交えた話し合いを行いながら、地域農業の振興に向けてより実効性のある取組を進めてまいります。	イ
② 基本施策4「地産地消の推進」に関すること			
2	地産地消の推進に市が積極的に支援していく。	「さがみはら都市農業振興ビジョン」では基本施策4に地産地消の推進を位置付けています。地産地消の推進は、市民に身近で新鮮な地場農産物を安定的に供給することにつながるため、引き続き取組を推進してまいります。	イ
3	地産のものでの郷土料理の推進アピールしていく。	本市のブランド品目である「やまといも」、「津久井在来大豆」をはじめとする地場農産物の愛称である「さがみはらのめぐみ」をPRしながら、市内農業協同組合と連携して新たなブランド化や商品開発に取り組んでまいります。	ウ
4	国と連携しお米の安定供給をはかり、農政の信頼を取り戻すこと。	本市では、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、肥料に係る購入費の価格上昇分の一部を助成することで市内農業者の経費にかかる負担軽減を図っているほか、市内農業協同組合の大型直売所の活用や、市内の卸売市場への出荷奨励金の交付を通じて、お米を含めた地場農産物の流通促進を図っています。 引き続き、地場農産物の生産振興、消費拡大を図ってまいります。	ウ
③ 基本施策5「農とのふれあいの推進と農業の多面的機能の活用」に関すること			
5	市街化区域の生産緑地については、実際に農業を営んでいる用地を除き、生産緑地制度から除外し、住宅用地の供給を推進するとともに、緑地を残す観点から、市民・市外を問わずに農園貸し出し制度を拡充し、需要に応じた農地を提供する。ただし、税の優遇制度からは外すこととし、農園貸し出しに当たり、担税が出来る料金設定が出来るよう制度設計を図る。	市街化区域の生産緑地については、都市農業振興基本法及び都市農業基本計画の趣旨に基づき、都市に「あるべきもの」として保全に努めるものと認識しています。 引き続き、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく貸借制度や市民農園に関する諸制度の活用により都市部における農地の保全・有効活用を図ってまいります。	ウ

6	都市開発の中にみんなの公園+みんなの畑を位置づけ、確保し、日常的に市民が農とふれあう場をつくり意識づけしていく。	<p>建物が密集する都市部では、農地は、農産物を供給する場だけではなく、農作業体験や交流の場、良好な景観の形成、環境の保全、一時避難場所としての防災空間など、多様な役割をもつ貴重な空間であると認識しています。</p> <p>いただいた意見を参考としながら、日常的に農業にふれあうことができる機会の提供に努めてまいります。</p>	ウ
7	休耕地を市民農園に全て転換していく。(市民へのP・Rと共に)	<p>市民農園や農家の指導を受けて行う農業体験には多くのニーズがあり、農業に対する理解を深める場として役立つものと考えています。</p> <p>市民農園の開設は土地所有者の意向によるため、休耕地の全てを市民農園に転換することは難しいですが、引き続き、農家開設型市民農園や体験型農園に関する開設手法の周知や手続き支援を行ってまいります。</p>	ウ
8	農業団体の必頭、農業協同組合を市民に開かれたものにして、市と連携して定期的に農産イベントを催す。	<p>本市では、市民と農業者がふれあう場づくりを推進し、都市農業に対する市民の理解を深める取組として、市内農業協同組合などの農業関係団体と連携し、毎年、「相模原市農業まつり」を開催しています。併せて、新鮮な野菜や卵などの地場農産物を定期的に供給し、市民と農業者の相互理解を深める取組として、毎月、相模原市民朝市運営協議会が開催する「さがみはら市民朝市」に対する支援を行っており、こうしたイベントを通じて、引き続き都市農業に対する理解醸成に努めてまいります。</p>	ウ
9	農業高校、農業大学を支援して地域市民に開かれたものにしていく。	<p>「相模原市農業まつり」において市内の農業を専攻する高校や大学の学生による研究発表の機会を設けているほか、市内大学との共同による地場農産物のブランド化・商品開発を図るなど、地産地消の推進に向けた取組を行っており、市民の農業に対する理解促進にも有効であるため、今後も、大学等との連携を図ってまいります。</p>	ウ
④ その他			
10	旧津久井郡地域の都市計画決定を実施すること。	<p>旧津久井郡地域の一部につきましては、相模湖津久井都市計画区域として定められていますが、「市街地拡大の可能性」、「良好な環境を有する市街地の形成」、「緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮」の視点から検証を行った結果、非線引きの都市計画区域としています。</p>	工

1 1	<p>これにより、調整区域とされた用地については、地域の持つ自然と湖やキャンプ場の温泉等の観光施設と併用して、活性化するために市民・市外の農業に親しめる区画整理をする。</p>	<p>先に回答したとおり、旧津久井郡地域については、非線引きの都市計画区域としています。また、土地区画整理事業については、「健全な市街地の造成を図ること」を目的としていることから、ご意見いただきました農業に親しむための取組としては想定していませんが、基本施策5の個別施策(4)農業の多面的機能の活用では、津久井地域における地域振興を目的として、「グリーン・ツーリズム」や「古民家を活用した宿泊施設の整備」などの取組の促進を掲げており、多様な地域資源を生かした農との連携を進めてまいります。</p>	エ
-----	--	--	---